

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案

現行

（外国銀行支店に関する読替え）
 第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（外国銀行支店に関する読替え）
 第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十八条第一項	資本準備金の額と併せてその資本の額	二十億円
利益の処分として支出する金額の五分の一以上を、商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配を	利益（利益として金融庁長官の定めるものをいう。）の額に	利益（利益として金融庁長官の定めるものをいう。）の額に十分の一を超えない範囲内で金融庁長官

	行うことにその分配額の五分之一をそれぞれ	の定める率を乗じて得た額以上の額を
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第十三条 第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項の規定により外国銀行支店が積み立てた同項の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失（損失として金融庁長官の定めるものをいう。）の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

3 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項及び前二項の規定を適用する。この場合において、法第十八条第一項の規定による利益準備金の積立ては、当該免許に係る外国銀行支店のうち金融庁長官

	行うことにその分配額の五分之一をそれぞれ	の定める率を乗じて得た額以上の額を
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第十三条 第九条の規定により読み替えられた法第十八条の規定により外国銀行支店が積み立てた同条の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失（損失として金融庁長官の定めるものをいう。）の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えられた法第十八条の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

3 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、第九条の規定により読み替えられた法第十八条及び前二項の規定を適用する。この場合において、同条の規定による利益準備金の積立ては、当該免許に係る外国銀行支店のうち金融庁長官の指定する外国銀行

の指定する外国銀行支店においてするものとする。

支店においてするものとする。